

## 入札説明書

令和5年9月1日に公告した「磁気共鳴診断装置（MR I）」の購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、この調達契約は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 記

#### 1 公告日

令和5年9月1日（金）

#### 2 契約担当者

県民健康プラザ鹿屋医療センター 院長 原口優清

#### 3 契約担当課

〒893-0013

鹿児島県鹿屋市札元1丁目8番8号

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

電話番号 0994-42-5101

FAX番号 0994-44-3944

[仕様の内容については、同センター中央放射線部（内線741）で対応する。]

#### 4 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び数量：磁気共鳴診断装置（MR I）一式
- (2) 物品の仕様及びその他明細：別添仕様書による
- (3) 納入期限：令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所：県民健康プラザ鹿屋医療センター

#### 5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（令和5年9月1日鹿児島県公報第444号）により示した磁気共鳴診断装置（MR I）の購入等に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

## 6 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加を希望する者は、納入しようとする機器が仕様書に示す性能及び機能を満たすことを証明するため、次の書類を3の場所に令和5年9月11日まで（配達を証明することができる郵便又は信書便により送付する場合は同期限までに必着のこと。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、入札者は開札日までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 入札機器の技術仕様書：1部

技術仕様書は、鹿屋医療センターの仕様書に示す技術的要件の項目に応じて、入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。

### (2) 入札機器のカタログ：3部

### (3) 入札機器の平面図：3部

### (4) 入札機器構成図・構成内訳：3部

### (5) 入札機器の故障時等におけるバックアップ体制を証明する書類：1部

### (6) 入札機器を納入できることを証明する書類（代理店証明等）：1部

### (7) 薬事法に定められている製造承認を得ている場合はこれを証明する書類：1部

## 7 契約条項を示す場所及び期限

前記3及び8の(2)に同じ。

## 8 入札

### (1) 入札書の提出場所

前記3に同じ

## (2) 入札書の提出期限

令和5年10月12日（木）午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

## (3) 入札書の提出方法

(1)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。（郵送又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）

持参する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「10月13日開封〔県民健康プラザ鹿屋医療センター磁気共鳴診断装置（MR I）〕入札書在中」と朱書きすること。

また、郵便又は信書便による入札の場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「10月13日開封〔県民健康プラザ鹿屋医療センター磁気共鳴診断装置（MR I）〕入札書在中」を朱書きし、外封筒の封皮には「10月13日開封〔県民健康プラザ鹿屋医療センター磁気共鳴診断装置（MR I）〕入札書在中」と朱書きすること。

## (4) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (5) 代理人による入札

代理人が入札する場合には、委任状を提出し、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。）しなければならない。

# 9 開札

## (1) 開札日時及び場所

日時：令和5年10月13日（金）午前11時

場所：県民健康プラザ鹿屋医療センター 講堂（2階）

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 開札した場合において、落札者がいない場合は、別に定める日時において再度の入札を行う。  
ただし、開札の際、入札者又はその代理人が全て立ち会っている場合にあっては、その全員の同意が得られれば、その場で再入札を行う。

再々入札についても同様とする。

# 10 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書）を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書）を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

## 12 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

### 13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 14 契約書案の提出

- (1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約書の案を提出しないときは、その落札は効力を失う。

### 15 その他

- 5 (4)中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下、この項において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配する者
  - (2) 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

# 入札書

一金

内 訳	品 名	品質形状	数 量	単 位	備 考
	MR I撮影装置		1	式	
納入期限	令和6年3月29日	納入場所	県民健康プラザ 鹿屋医療センター		

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

県民健康プラザ鹿屋医療センター 院長 原口 優清 殿

所 在 地

商号名称

代表者名

印

(代理人住所・氏名)

印

(注) 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知 印

# 委任状

令和 年 月 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター 院長 原口 優清 殿

所在地

商号名称

代表者名

印

鹿児島県との取引において、代理人を定め下記事項を委任する。

記

<受任者>

住 所

氏 名

受任者印

<委任事項>

下記物件の入札

「M R I 撮影装置一式」